

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意) 建設業許可申請書類等一覧

継順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	30	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	31	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	別紙一	役員等の一覧表	34	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人の場合も必要
4	別紙二（1）	営業所一覧表（新規許可等）	35	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
5	別紙二（2）	営業所一覧表（更新）	36			<input type="radio"/>	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	37	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
7	別紙四	専任技術者一覧表	38	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
8	第二号	工事経歴書	40-49	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
10	第四号	使用人人数	52	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
11	第六号	誓約書	53	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
12	第七号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	54	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	66	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
18	第八号	専任技術者証明書（新規・変更）	68	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
19		監理技術者資格者証	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
20		卒業証明書	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		必要な場合のみ
21		資格証明書の写	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		P.71～87の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
22	第九号	実務経験証明書	88	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		証明者別に作成
23	第十号	指導監督的実務経験証明書	89	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		証明者別に作成
24	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	90	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したもののみ
25	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	91	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
26		登記されていないことの証明書（注2）	92	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	発行後3か月以内のもの 経営業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
27		身元（身分）証明書（注2）	93	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
28	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	94	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したもののみ
29		登記されていないことの証明書（注2）	92	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	発行後3か月以内のもの
30		身元（身分）証明書（注2）	93	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
31		定款（欄外の説明をご参照ください）	—	<input type="radio"/>		<input type="triangle"/>	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの（議事録を含む）
32	第十四号	株主（出資者）調書	95	<input type="radio"/>		<input type="triangle"/>	法人のみ

33	財務諸表表紙 第十五号 第十六号 第十七号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	96-112	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
34	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	96,113-116	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
35		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	○		△	発行後3か月以内のもの
36	第二十号	営業の沿革	117	○		○	
37	第二十号の二	所属建設業者団体	118	○		△	該当なしの場合も添付
38		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	法人事業税 個人事業税	-	○ ○		・新規設立会社で決算期末到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付 ・個人で決算期末到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
39	第二十号の三	主要取引金融機関名	119	○		△	
40		既に受けている建設業の許可通知書	-	△			許可換え新規の場合必要
41		委任状	-	☆	☆	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確認資料	常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	-	○	○	○		
	営業所所在地の確認資料	33	○				
	財産的基礎の確認資料（注4）	21	○	○	○		
	適正な経営体制の確認資料	56, 64	○	△			P57, P65(注6)要確認
	実務経験の確認資料	69, 89	○	○			国家資格の場合は不要
	保険加入状況の確認資料	66	○	○	○		

○印→必要とする書類

△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類

☆印→場合によっては必要な書類

(注1) No. 19~23について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

(注2) No. 26, No. 27, No. 29, No. 30「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

(注3) No. 33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される譲渡・合併・分割・相続を伴う認可申請書類については、本手引き記載例の様式とは異なりますので、御注意ください。

様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

(注4) 確認資料「財産的基礎の確認資料」について

- ・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。
 - ・1回目の更新の場合、下記①又は②で確認します。
 - ・2回目以降の更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。
 - ・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。
- ① 「自己資本が500万円以上あること。」で確認
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ② 「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」
※申請受理前1か月以内のものにより確認。
- ③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。
→詳細はP21を御覧ください。

定款について

設立後変更がない場合は原始定款の写し（公証人の認証部分を含む）を、設立以後に変更があった場合には原始定款と株主総会の議事録の写しを添付する必要がありますが、何度も変更があった場合には現在定款を改めてまとめた上で代表者による原本証明（3部全てに証明日と「当社の現行定款に相違ない」旨と所在地、名称、代表者役職及び代表者名を記載）を行ったものを提出してください。

●一般建設業の営業所専任技術者になり得る「複数業種に係る実務経験」の一覧

(P. 19 の【注4】の内容)

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者